

日本の歴史 27

『御家騒動：大名を揺るがした権力闘争』

福田千鶴著（中公新書 中央公論新社 2005）

本書の請求記号 210.5\Fuk

稲垣 宏行

御家騒動と言えば、大名の跡目争いや暗愚な当主に対する家臣のやむなき抵抗を思い浮かべるでしょう。そして、それが幕府に知れ渡れば大名は即座に取り潰されると考えられているようです。歴史学者の福田千鶴氏は、御家騒動の起こる事例をいくつか想定しています。

著者は、江戸時代初期の御家騒動の要因として「器量・器用の論理」を考えています。これはすなわち能力主義の思想です。藩主の能力が低い場合、家臣が見限ることもあったようです。文禄4（1595）年頃から始まった会津若松（福島県）における蒲生騒動は、前藩主蒲生氏郷が若くして亡くなり幼い嫡子が家督を継いだことから、器量・器用の論理、すなわち統治能力の問題として生じました。寛永8（1631）年に家臣らが徳川幕府に処罰される形で決着しました。

同じく器量・器用の論理の観点から、藩主が気に入らない家臣を処罰したことがきっかけで、幕府からの処分を受けた事例も本書で紹介されています。有能な家臣の存在に自らの立場が脅かされる恐怖から、慶長13（1608）年に家老の尾池定安を手討ちにした丹波八上（兵庫県）の前田茂勝や、その5年前の慶長8（1603）年に家老の横田村詮を手討ちにしたことが元で、横田一族との武力紛争を招いた米子（鳥取県）藩主の中村一忠などがその例です。丹波の前田は武家諸法度に触れたとして改易処分には遭い、米子の中村は謹慎処分を受けました。

本書が紹介する御家騒動は、多くは戦国時代から江戸時代初期に起こったものです。家臣達の中にはまだ乱世の気風が残っていたはずです。そのため、藩主が器量の問題から家臣を統制できない事態が生じたのも当然のことであったのかもしれませんが。

藩主は自分にとって不満な家臣でも、能力が優れている者はみだりに排斥できなかった事例も紹介されています。その代表的な例が、播磨国（兵庫県）の優秀な武将で4人も主君を

変えていた後藤又兵衛です。3番目の主君であった黒田長政と反目していましたが、長政は又兵衛が知勇に優れた武将であったことから、彼を処分することができませんでした。ただ、長政にしても自分に反抗的な又兵衛を家臣として登用し、また藩を存続させたのですから、又兵衛以上に優れた器量の持ち主という見方もできると思います。

ところで、御家騒動、即藩の取り潰しという観念は何処から来るのでしょうか。著者は、その直接の理由が延宝7（1679）年頃に越後国（新潟県）高田藩で生じた家督相続を巡る騒動にあると見えています。藩主松平光長の甥綱国と、家老小栗美作と光長の異母妹の間に生まれた大六（掃部）との跡目争いが発端です。美作の日頃の悪評とそれに起因するよからぬ噂が領内に流布したことで、騒動は收拾不能な事態に陥り、最終的に改易処分が下されています。改易は当時、公儀への罪に対して適用されていました。ただし、この騒動は身内の問題にとどまるもので、厳しすぎる処置と取られたようです。この一件が、全ての御家騒動を改易に値する罪と見なす現在の固定観念に結びついたことを著者は述べています。

以上は著者が述べる「器量・器用の論理」の事例です。この論理だけにかかわらず、領内を揺るがす権力闘争は、その過程で多くの浪人を出したと思われます。ついには越後国のように、幕府の強権によって厳しい処分が下される事態まで生み出しました。現代日本の政治でもこの御家騒動に似た事態が起っています。歴史は繰り返すと言いますが、積み重ねられた歴史は現在や未来にとっての大切な遺産です。政治の場だけでなく、あらゆる場合において、我々は過去の経験を活かすことを意識する必要があります。これこそ人間の器量の大きさと言えるのではないのでしょうか。

いながき ひろゆき（司書・係・情報サービス課）